

1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

(1) 次世代育成に向けた教育及び意識啓発の促進 (2) あらゆる世代における男女共同参画の推進

<これまでの取組>

○次世代育成に向けた教育及び意識啓発の促進

・就学前から男女がともに対等な存在であるという意識を形成するため、幼稚園の教員等に対して、男女共同参画の視点を取り入れた研修を行い、遊びの内容や玩具・教材等の中に性別役割分担意識を助長することがないよう働きかけた。

・ジェンダー平等教育の推進に向け、「小中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」やジェンダー平等教育啓発資料「男女共同参画について考えよう」等の活用を働きかけた。また、校内業務における教職員自身の固定的な性別役割分担意識の解消に努めた。

・子どもの将来の進路への関心や理解を深め、一人の社会人・職業人として自立する力を育むため、「働く前に知っておくべき13項目」「採用と人権」を活用したキャリア教育を推進したほか、生徒・学生などを対象としたライフデザインセミナーを実施した。

○あらゆる世代における男女共同参画の推進

・男女共同参画に対する正しい理解と認識を深めるため、今日的課題や社会情勢を反映したトピックを取り上げ、府民等を対象にした啓発講座等を実施した。

・男性にとっても暮らしやすく、家庭や地域に参画しやすい環境づくりのため、男性相談事業を実施するとともに、男性の家事・育児参画等をテーマにした啓発講座を実施した。

・男女共同参画を推進するための拠点施設であるドーンセンターにおいて、人材育成・啓発講座等の実施や情報ライブラリーの運営、「人材情報データベース」の管理運営等を行った。

<課題> 一次・二次評価(案)より

○男女共同参画社会について正しい理解と認識を深められるよう、あらゆる世代における男女共同参画の意識啓発が必要である。

○「男は仕事、女は家庭」という考え方に同意しない府民の割合は71.4%と前回調査より改善しているが、目標値には届いていない。【P2】

○ドーンセンターの認知度は36.6%であり、前回調査より改善したが、依然として低い状況である。【P2】

(令和6年度「府民意識調査」結果より)

・「男女共同参画社会」という用語の認知度は66.2%であった。【問22,P18】

・社会全体として「男女が平等である」と思う人の割合は16.2%であった。また、「男女が平等である」と回答した割合は「政治の場で」が9.3%と最も低く、次いで「社会通念・慣習・しきたりなどで」が10.9%であった。【問1,P5】

・男性、女性の両方が同じ程度担う方が良いと思う役割は、回答の多かった順に「老親や病身者の介護・看護(77.6%)」、「子どもの教育としつけ、学校行事の参加(76.3%)」、「日常の家事(炊事、洗濯、掃除以外の家事全般)(71.9%)」であった。【問5,P7】

・「男性が家事、育児、介護、地域活動などに参加するために必要なこと」は「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」が47.0%、次いで「夫婦、パートナーの間で家事などの分担をすすめるように十分話し合うこと」が46.1%となっている。【問12,P11】

<方向性>

○子どもの頃からの男女共同参画理解の促進

・無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を与える「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)」の解消に向けた取組が必要である。

・子どもの頃から自己選択・自己決定できる力を育むため、エンパワーメントを促進する必要がある。

○キャリア教育の推進

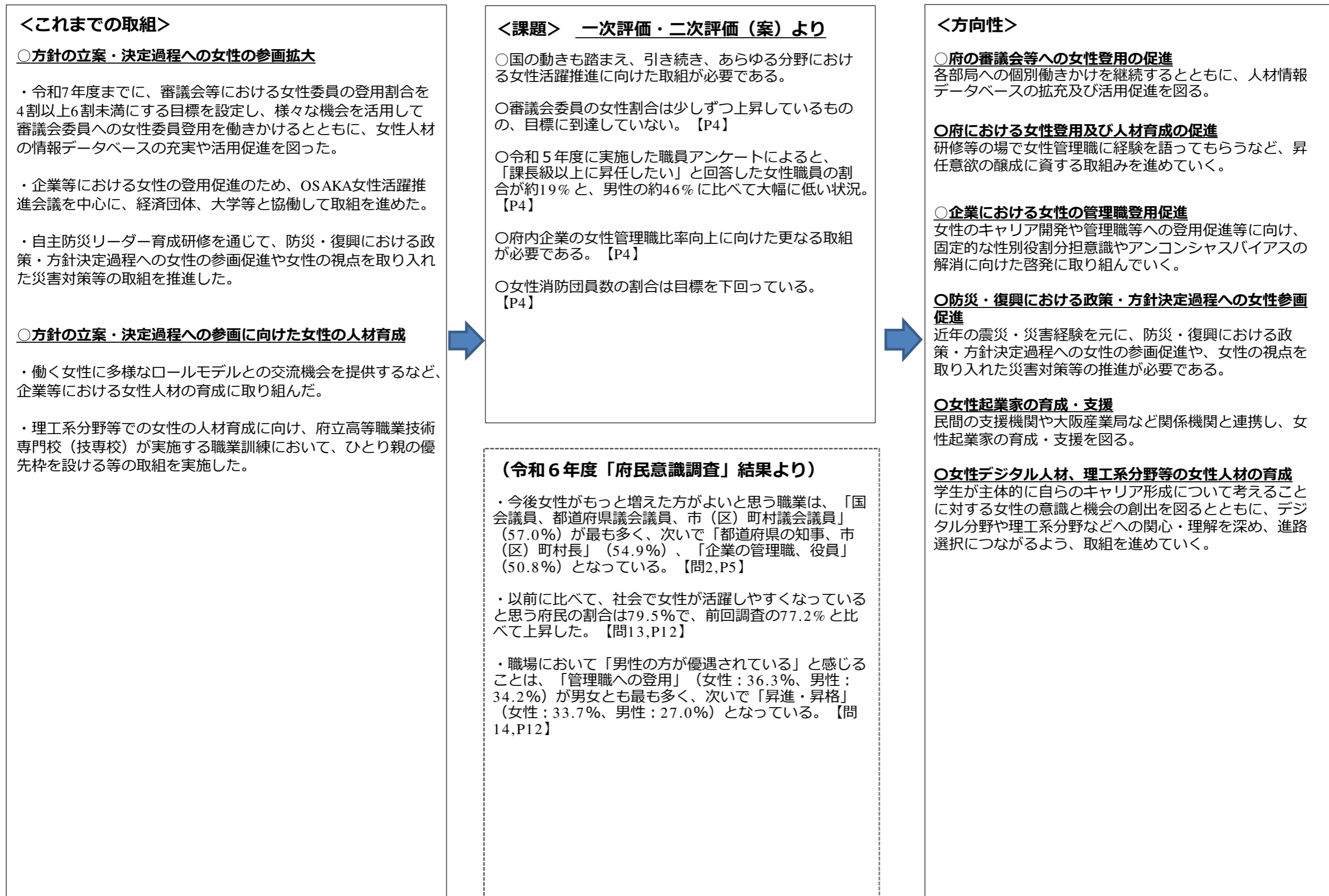
性別にかかわらず、成長の各段階で、個性や適性に合った自分らしい進路、生き方を選択する力を育むキャリア教育を実施する必要がある。

○男女共同参画センターの機能強化

男女共同参画社会の推進について、地域・社会の多様なニーズに応じたセンター運営を行うとともに、関係機関等と協働して課題解決を行うコーディネーターとしての機能強化に向けて、取組を進める。

2. 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

(1) 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大 (2) 方針の立案・決定過程への参画に向けた女性の人材育成



3. 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 職業生活における活躍支援 (2) 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進 (3) 男性の家事・育児等への主体的取組の促進

<これまでの取組>

○職業生活における活躍支援

- ・女性の就業支援のため、OSAKAしごとフィールドにおいて、就職・保育所探しに関する相談対応、セミナーの実施や、民間保育所と連携した就職活動中の一時保育サービスを提供した。
- ・職場におけるハラスメントの防止に向け、啓発冊子を作成し、ホームページでの掲載や関係機関等への配布等を行った。

○働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

- ・セミナーやイベント等を通じて、長時間労働の是正や年次有給休暇の積極的な取得を働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの実現、休み方改善を含めた「働き方改革」の気運の醸成を図った。
- ・「男女いきいき・元気宣言」事業者登録・認証・表彰制度により、先進的な取組を進める事例などに関する情報提供や企業の取組支援を行った。
- ・子育て世代が仕事と子育てを両立できるよう、ニーズに応じた多様な保育サービスを推進する市町村の取組を支援した。

○男性の家事・育児等への主体的取組の促進

- ・男性も家事・育児等に参画できるよう、長時間労働の是正等の働き方の見直しや労働時間の短縮などについて、広報・啓発を行った。
- ・固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男性が家庭や地域生活へ積極的に参画できるよう、男性の家事・育児等をテーマにした講座を実施し、意識改革を進めた。

<課題> 一次評価・二次評価(案)より

- 女性の就業率が全国平均を下回っている。【P6】
- 「男女いきいき・元気宣言」登録事業者数の増加に向けて、引き続き周知等の取組が必要である。【P6】
- 共働き世帯の女性の休日の家事時間で最も多かったのは、「3時間～4時間未満」(23.5%)である一方で、共働き世帯の男性の休日の家事時間は「1時間～2時間未満」(29.1%)であった。男性が家事・育児に参画する機会創出に向け、意識啓発や環境づくりなどの一層の取組が必要である。【P7】

(令和6年度「府民意識調査」結果より)

- ・以前に比べて、社会で女性が活躍しやすくなっていると思う府民の割合は79.5%で、前回調査の77.2%と比べると上昇した。【問13,P12】
- ・職場の中で「男女が平等である」と思う人は、女性で23.6%、男性で37.2%であり、前回調査と比べて増加している【問1,P5】
<前回>女性：19.3%、男性：27.3%
- ・働く意思のある無職女性が、現在働くことができない理由としては「仕事に必要な知識や能力が備わっているか不安を感じるから」(39.4%)が最も多く、次いで「仕事内容、勤務場所、勤務時間等について条件に合う働き口が見つからないから」(33.3%)となっている。【問16-1,P14】
- ・「男性の育児への参画が以前より進んでいる」と思う府民の割合は66.7%であった。【問13,P12】
- ・「男性が家事、育児、介護、地域活動などに参加するために必要なこと」は「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」が47.0%、次いで「夫婦、パートナーの間で家事などの分担をするように十分話し合うこと」が46.1%となっている。【問12,P11】

<方向性>

○女性の就業促進
就職に関する相談対応など、引き続き取組を進める。

○府における働き方改革の推進
時間外勤務の縮減や年次休暇の取得促進等、柔軟な働き方の推進等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を引き続き促進していく。

○企業における多様で柔軟な働き方の推進
育児や介護等、就業に際して制約を受ける男女が増加している状況を踏まえて、長時間労働の是正、両立支援、在宅勤務等、多様で柔軟な働き方へのニーズに対応した職場環境の整備や機運の醸成を図る。

○男性の家事・育児等への参画促進
・改正育児・介護休業法を踏まえた、男女ともに働きやすい職場環境づくりや育児休業の取得促進等について、企業への周知・啓発に努める。
・男性の意識改革に向けた一層の取組を進める。
・府における男性職員の意識改革や育児休業の取得促進等を通して、男性職員の家事・育児等への参画を引き続き促進していく。

○子育てと仕事の両立に向けた子育て環境の充実・支援
多様な保育サービスの推進、保育人材の確保や質の向上など、「大阪府子ども総合計画」に基づき、さらなる取組を進めていく。

4. 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (2) 様々な困難を抱える人々への支援 (3) 生涯を通じた男女の健康支援

<これまでの取組>

○女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・「女性に対する暴力をなくす」運動期間等における様々な啓発活動を実施した。
- ・「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づく諸施策を推進した。
- ・女性相談センター等、府内7カ所の施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすとともに、配偶者暴力相談支援センターの設置に関して、個別訪問等により市町村への働きかけを行った。
- ・若年層がデートDVの被害者・加害者とならないよう、「デートDV防止のリーフレット」等を作成、配布するとともに、活用促進に向けた取組を実施した。

○様々な困難を抱える人々への支援

- ・ひとり親家庭の親等の様々な困難におかれた人々の課題を解決するため、就業や生活面などの自立支援策を総合的に展開した。
- ・コロナ禍で顕在化した孤独・孤立などの様々な困難・課題を抱える女性が、予約不要で気軽に相談できるスペースを設置し、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な情報提供やサポートを行ったほか、面接・電話・SNS等での相談対応を行った。

○生涯を通じた男女の健康支援

- ・自らの身体等について正しい理解を深め、性に関する適切な態度や行動の選択ができるよう、学校現場において、発達段階に応じた「性に関する指導」を実施した。
- ・性と健康の相談センターにおいて、不妊等に関する専門相談のほか、情報提供を行った。
- ・府民のこころの健康の保持増進を目的に、こころの健康総合センターにおいて、情報提供や調査研究、専門相談等を行った。

<課題> 一次評価・二次評価(案)より

- 配偶者・パートナー間での行為を暴力と認識する割合は、「平手で打つ」が82.8%、「友達や身内とのメールチェックをしたり付き合いを制限する」が66.5%、「自由にお金を使わせない、生活費を渡さない、借金を強要する」が80.5%であった。前回調査より認知度は上がってきているものの、引き続きの意識啓発が必要である。【P8】
- 財政面、人材確保、ハード整備等の負担感が大きく、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が進んでいない。【P8】
- 全国と比較して、府民の健康寿命は短く、不健康期間の短縮が課題。【P9】

(令和6年度「府民意識調査」結果より)

- ・配偶者暴力相談支援センターの認知度は上昇した。(R1年度:20.0%⇒R6年度:39.1%)【問19-1,P17】
- ・DV被害の経験のある人のうち、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した人が51.3%であった【問29,P23】。また、性暴力・性犯罪では「どこ(だれ)にも相談しなかった」との回答が73.3%であった。【問25-1,P20】
- ・DV被害者が被害を「どこ(だれ)にも相談しなかった理由」は「相談するほどのことではないと思ったから」が52.5%、「相談してもむだだと思ったから」が28.1%であった。【問30,P24】
- ・性暴力被害者が被害を「どこ(だれ)にも相談しなかった理由」は「(相談することなどが)恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が45.4%、「どこ(だれ)に相談してよいかわからなかったから」が34.5%であった。【問25-2,P21】
- ・配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の暴力をなくすために必要な取組は、「法律・制度の制定や見直しを行う」(61.7%)、「被害者のための相談窓口や保護施設を充実させる」(55.9%)、「犯罪の取り締まりを強化する」(55.6%)などとなっている。【問21,P18】
- ・コロナ禍前と現在を比較し、こころや身体に関する健康への不安感が増えたと回答した割合は30.8%であった。【問17-2,P15】

<方向性>

○あらゆる暴力をなくすための意識啓発

- ・女性に対する暴力の根絶に向け、更なる啓発に取り組む。
- ・大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画)に基づき、諸施策を推進する。
- ・子どもを性犯罪から守る条例に基づき、必要な広報啓発を行うなど、青少年の性被害を未然に防止する。

○支援体制の充実・強化

- ・配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対して設置を働きかけ、市町村におけるDV被害者支援の充実・強化を図る。
- ・性暴力・性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターを核とした支援体制の充実を図る。

○様々な困難を抱える人々への支援強化

- ・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に基づき、取組を推進する。
- ・ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境整備に取り組む。

○ライフステージに応じた男女の健康支援

- 若い世代から働く世代、高齢者まで、男女ともに生涯にわたって主体的な健康づくりに取り組めるよう、健活10などの取組を進めていく。